

主 文

原判決のうち上告人ら敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき，被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大津千明の上告受理申立て理由（ただし，排除されたものを除く。）
について

1 本件は，被上告人の従業員であった上告人 Y_1 及び同 Y_2 （以下，両者を併せて「上告人 Y_1 ら」という。）が，被上告人を退職後，上告人 Y_3 （以下「上告人会社」という。）を事業主体として競業行為を行ったため，被上告人が損害を被ったとして，被上告人が上告人らに対し，不法行為又は雇用契約に付随する信義則上の競業避止義務違反に基づく損害賠償を請求する事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

(1) 被上告人は，産業用ロボットや金属工作機械部分品の製造等を業とする従業員10名程度の株式会社であり，上告人 Y_1 は主に営業を担当し，上告人 Y_2 は主に製作等の現場作業を担当していた。なお，被上告人と上告人 Y_1 らとの間で退職後の競業避止義務に関する特約等は定められていない。

(2) 上告人 Y_1 らは，平成18年4月ころ，被上告人を退職して共同で工作機械部品製作等に係る被上告人と同種の事業を営むことを計画し，資金の準備等を整えて，上告人 Y_2 が同年5月31日に，上告人 Y_1 が同年6月1日に被上告人を退職した。上告人 Y_1 らは，いわゆる休眠会社であった上告人会社を事業の主体とし，上告人 Y_1 が同月5日付けで上告人会社の代表取締役役に就任したが，その登記等の手

続は同年12月から翌年1月にかけてされている。

(3) 上告人Y₁は、被上告人勤務時に営業を担当していたAほか3社(以下「本件取引先」という。)に退職のあいさつをし、Aほか1社に対して、退職後に被上告人と同種の事業を営むので受注を希望する旨を伝えた。そして、上告人会社は、Aから、平成18年6月以降、仕事を受注するようになり、また、同年10月ころからは、本件取引先のうち他の3社からも継続的に仕事を受注するようになった(以下、本件取引先から受注したことを「本件競業行為」という。)

本件取引先に対する売上高は、上告人会社の売上高の8割ないし9割程度を占めている。

(4) 被上告人はもともと積極的な営業活動を展開しておらず、特にAの工場のうち遠方のものからの受注には消極的な面があった。そして、上告人Y₁らが退職した後は、それまでに本件取引先以外の取引先から受注した仕事をこなすのに忙しく、従前のように本件取引先に営業に出向くことはできなくなり、受注額は減少した。本件取引先に対する売上高は、従前、被上告人の売上高の3割程度を占めていたが、上告人Y₁らの退職後、従前の5分の1程度に減少した。

(5) 上告人Y₁らは、本件競業行為をしていることを被上告人代表者に告げておらず、同代表者は、平成19年1月になって、これを知るに至った。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、被上告人の請求を一部認容すべきものとした。

(1) 元従業員等の競業行為が、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法な態様で元雇用者の顧客を奪取したとみられるような場合には、その行為は元雇用者に対する不法行為に当たるといふべきである。

(2) 上告人Y₁らは、本件取引先を主たる取引先として事業を運営していくことを企図して本件競業行為を開始し、上告人Y₁の上告人会社への代表取締役就任等の登記手続を遅らせるなど被上告人に気付かれないような隠ぺい工作等をしながら、上告人Y₁と本件取引先との従前の営業上のつながりを利用して被上告人から本件取引先を奪い、上告人会社の売上げのほぼすべてを本件取引先から得るようになる一方で、これにより被上告人に大きな損害を与えたものであるから、本件競業行為は、社会通念上自由競争の範囲を逸脱したものであり、上告人らによる共同不法行為に当たる。

4 しかしながら、原審の上記3の判断のうち、(2)は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係等によれば、上告人Y₁は、退職のあいさつの際などに本件取引先の一部に対して独立後の受注希望を伝える程度のことにはしているものの、本件取引先の営業担当であったことに基づく人的関係等を利用することを超えて、被上告人の営業秘密に係る情報を用いたり、被上告人の信用をおとしめたりするなどの不当な方法で営業活動を行ったことは認められない。また、本件取引先のうち3社との取引は退職から5か月ほど経過した後に始まったものであるし、退職直後から取引が始まったAについては、前記のとおり被上告人が営業に消極的な面もあったものであり、被上告人と本件取引先との自由な取引が本件競業行為によって阻害されたという事情はうかがわれず、上告人らにおいて、上告人Y₁らの退職直後に被上告人の営業が弱体化した状況を殊更利用したともいい難い。さらに、代表取締役就任等の登記手続の時期が遅くなったことをもって、隠ぺい工作ということは困難であるばかりでなく、退職者は競業行為を行うことについて元の勤務先に開示する義務

を当然に負うものではないから，上告人Y₁らが本件競業行為を被上告人側に告げなかったからといって，本件競業行為を違法と評価すべき事由ということはできない。上告人らが，他に不正な手段を講じたとまで評価し得るような事情があるともうかがわれない。

以上の諸事情を総合すれば，本件競業行為は，社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法なものということとはできず，被上告人に対する不法行為に当たらないとい
うべきである。なお，前記事実関係等の下では，上告人らに信義則上の競業避止義務違反があるともいえない。

5 以上と異なる見解の下に被上告人の請求を一部認容した原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり，原判決のうち上告人ら敗訴部分は破棄を免れない。そして，以上説示したところによれば，上記部分に関する被上告人の請求は理由がなく，これを棄却した第1審判決は正当であるから，上記部分に係る被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 金築誠志 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官
横田尤孝 裁判官 白木 勇)